

平成25(2013)年度

**東洋大学 自己点検・評価**

**部門名 : 国際地域学研究科 国際地域学専攻**

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

(1) 理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	○東洋大学大学院研究科委員会規程第3条第3項の規定において定める別表	国際地域学専攻に関しては、次のとおり定めている。 国際的な地域開発に対するより高度な専門知識と技術を持った研究者と専門家を育成することを目標としている。 ○博士前期課程 研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。 ○博士後期課程 研究者として自立して研究活動を行うに足る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。	A	東洋大学サイトへの掲載として、従来のページ ( <a href="http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose/purpose.html">http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose/purpose.html</a> )に加え、国際地域学専攻の3つのポリシーとして、アドミッション・ポリシー(入学受入れの方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)に分けて新たにページ ( <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a> )を作り掲載している。	
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。	同上	国際地域学専攻の目的は、学校教育法及び大学院設置基準の関係規定(「関係法令等の欄参照」)と整合しており、大学院の専攻課程として適切であるといえる。	A		
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	東洋大学大学院学則 第1条 ※「建学の理念(東洋大学ホームページ)」 <a href="http://www.toyo.ac.jp/founder/enryo_00_j.html">http://www.toyo.ac.jp/founder/enryo_00_j.html</a> ○建学の精神 「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」 「知徳兼全」 ○東洋大学の教育理念 【自分の哲学を持つ】 多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持つ人間を育成する。 【本質に迫って深く考える】 先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考える人間を育成する。 【主体的に社会の課題に取り組む】 社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築いていける人間を育成する。 ○東洋大学の心 【他者のために自己を磨く】 自分を磨くのは、人々のためにはたらくことができるようになるためであり、そのことを自覚して学業に励むのが東洋大学の心である。 【活動の中で奮闘する】 現実社会における活動の中でどこまでも前進してやまないのが、東洋大学の心である。	国際地域学専攻の目的は、東洋大学大学院学則第1条の規定「本学建学の精神に則り、東西学術の理論及び応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」を踏まえて、目指すべき方向性及び達成すべき成果を明らかにしている。	A		

	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4	研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	○学生数(修了・在学) ○教員及び授業科目 ○予算	多種多様な専門分野をカバーするために、16人の専任教員が教育・研究指導に当たっていると、これまでにH20年8人、H21年6人、H22年6人、H23年19人の修了生(修士課程。うちH20年4人、H21年5人、H22年4人、H23年14人は留学生)を輩出してきており、大学院の専攻課程として適切であるといえる。	A		
	個性化への対応	5	研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。	○東洋大学大学院研究科委員会規程第3条第3項の規定において定める別表 ○東洋大学ホームページ <a href="http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose_j.html">http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose_j.html</a> ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	国際地域学専攻の目的は、「国際的に通用する高度な専門実務を担当できる人材の養成」、「研究者の輩出」、「留学生の受け入れ」、「持続的な社会の発展への寄与」という点で、国際地域学専攻の個性・特色を打ち出して設定されている。	A		
2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	○東洋大学ホームページ <a href="http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose_j.html">http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose_j.html</a> ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a> ○2013大学院要覧 p.204	研究科、各専攻の目的を、「東洋大学ホームページ」「国際地域学研究科の教育方針(ポリシー)」及び「大学院要覧」に記載して、学生及び教職員に配付している。	A		
		7	研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。	※根拠資料なし	国際地域学専攻の目的の周知方法の有効性については、毎年広報資料などの改正時に適宜確認しているが定期的な検証を行っていない。 研究科のポリシーの作成について、専任教員全員に前もってメールで周知して意見を集めた後、月例の専攻会議において合意形成を行った。最終的に平成25年度6月の研究科委員会です承された。ただし、意見の集約に留まり、意識調査は行っていない。	B	今後、広報資料作成時等に合わせ毎年定期的に検証する。	平成25～26年度
	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	○東洋大学大学院 2013年度入学案内 p.31-32 ○2013大学院要覧 p.204 ○東洋大学ホームページ <a href="http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose_j.html">http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose_j.html</a> ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	東洋大学大学院の入学案内では、国際地域学専攻の「人材の養成に関する目的」を直接的には記載していないが、より分かりやすい形で記載している。また、目的そのものについては、ホームページ及び大学院要覧に記載している。	A		
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9	研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	※根拠資料なし	25年度6月の研究科委員会にて議題として取り上げ、その適切性に関して議論を行い検証を行った。ただし、専攻の目的の適切性については、毎年広報資料などの改正時に適宜確認している。	A		平成25～26年度

### (3)教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	○東洋大学大学院教員資格審査規程 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規	東洋大学大学院教員資格審査規程のほか、研究科委員長会議において「国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準」を定めるとともに、研究科内において「国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規」を定め、研究科委員会を通して研究科の全専任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	○東洋大学大学院学則 第20条～第25条 ○東洋大学大学院研究科委員会規程 第1条～第7条 ○国際地域学研究科 研究科内委員表	国際地域学研究科委員会を毎月開催して教育研究に関する諸問題に関して連携・調整を図るとともに、あわせて国際地域学専攻及び国際地域学専攻の各専攻ごとにも会議を開催して連携・調整の徹底が図られるようにしている。また、研究科内には、19の委員会を設けて、教育研究に関する諸問題の検討を行い、決定事項は適切に実施している。	A		
	教員構成の明確化	16 教員組織の編制方針を明確に定めているか。		国際地域学研究科の教員組織の「編成方針」それ自体については明文では定めていないが、本研究科の設置目的及び時代によって変化する教育研究上の要請を考慮しながら、教員の採用・昇格に関する審査を行っている。	C	平成23～25年度の間に教員の退任、新規採用が継続的に行われる予定で、併せて教員組織の編成についても明確にしていこうとしている。 編成方針を明確にする	平成25年度秋学期
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※17 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	○大学基礎データ 表2	研究指導教員は必要数5名に対して教員数13名(博士前期課程)、必要数5名に対して教員数6名(博士後期課程)と大学院設置基準を満たしている。一方で研究指導補助教員は必要数4名に対して教員数3名(博士前期・後期とも)、大学院設置基準に1名不足しているが、研究指導教員の数で補っているので問題はない。	A		
		※18 研究指導教員の2/3は教授となっているか。【研究科、専攻】	○大学基礎データ 表2	研究指導教員は博士前期課程では13人中12人(92%)、後期課程では6人中6人で100%であり3分の2を超えている。	A		
		19 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。		教員組織の編成方針を定めていないため、現時点では、点検・評価ができない。	C	上記評価項目16の現状説明に沿って、教員組織の編成方針を早急に定め、教員組織を構築する。 編成方針が確定した後に、それに従った教員編成を構築する	平成25年度秋学期
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	20 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	○東洋大学大学院教員資格審査規程 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規	専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、研究科教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。	A		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専攻)	21 研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	同上	「東洋大学大学院教員資格審査委員会規程」のほか、「国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準」及び「国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規」を定めて、研究科委員会を通して研究科の全専任教員に周知している。	A		
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	22 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	同上	「東洋大学大学院教員資格審査委員会規程」のほか、「国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準」及び「国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規」を定めて、研究科委員会を通して研究科の全専任教員に周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	23 教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。	同上	教員の採用・昇格は、諸規程に基づいて公正かつ厳格に行われている	A		

4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	24	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	○国際地域学部国際地域学科教員紹介 <a href="http://www.toyo.ac.jp/rds/drds/professor/j.html">http://www.toyo.ac.jp/rds/drds/professor/j.html</a>	現時点で、具体的な取り組みは実施していないが、ホームページで教員の研究及び社会活動の実績を紹介している。研究科としては実施していない。	C	教員の研究及び社会活動に関する実績については学部のホームページで公開し、教員の自主的活動を促進している。FDを目的にした取組を開始する	平成24～25年度春学期
	教員の教育研究活動等の評価の実施	25	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。		研究科としては実施していない。	C	教員評価に関する全学的な取り組みに合わせて研究科として検討を進める。教員評価の検討を開始する。	平成24～25年度春学期

## (4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	26 教育目標を明示しているか。	○国際地域学研究科の目的 http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml ○2013大学院要覧 p.204 ○東洋大学大学院 2013年度入学案内 p.31-32	国際地域学専攻においては、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、大学院要覧及び東洋大学ホームページに記載している。また、直接的にはないが、より分かりやすい形で入学案内にも記載している	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	※27 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際地域学専攻において、ディプロマ・ポリシーを定めている。	A		
		28 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	○国際地域学研究科の目的 http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml ○2013大学院要覧 p.204 ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際地域学専攻において、教育目標とディプロマ・ポリシーは整合している。	A		
	修得すべき学習成果の明示	29 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際地域学研究科のディプロマ・ポリシーにおいて明示されている。学習成果の集大成としての修士号・博士号の基となるにふさわしい修士論文・博士論文のクオリティが示されている。	A		
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※30 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際地域学専攻においては、カリキュラム・ポリシーを定めている。	A		
		31 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	○東洋大学大学院学則 第3条 ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際地域学専攻のカリキュラム・ポリシーは教育目標及びディプロマ・ポリシーと整合している。	A		
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	32 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	○2013大学院要覧 pp.161-164	国際地域学専攻では、学際的かつ実践的な授業を重んじる「カリキュラム編成」の考え方に基づいて、国際地域学の多種多様な分野にわたる16科目の特論授業及びこれらのそれぞれに対応した演習授業を用意し、これら34科目の中から、学生の興味対象に応じて15科目以上を履修することを選択必修としている。また、指導教授による「研究指導」という授業科目を全セメスタ(前期課程は4セメスタ分、後期課程は6セメスタ分)を通して履修することが必修科目になっている。なお、国際地域学という学問分野の学際性を考慮して、主指導教授が研究指導上認めた場合、他研究科・他専攻の授業科目及び他大学(協定校)の授業科目を10単位(5科目相当)まで履修できるとしている。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員/教職員と学生	周知方法と有効性	33 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にあり、かつ、その周知方法が有効であるか。	○国際地域学研究科国際地域学専攻の教育課程表 http://www.toyo.ac.jp/site/grds/mrds-curriculum.html ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html ○2013大学院要覧 p.161-164	国際地域学専攻の教育課程表・カリキュラム・ポリシーは、東洋大学ホームページ及び大学院要覧に掲載している。	A		

<p>成興、就職興および学生等)に周知され、社会に公表されているか</p>	<p>社会への公表方法</p>	<p>34 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。</p>	<p>○国際地域学研究科国際地域学専攻の教育課程表  <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/mrds-curriculum.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/mrds-curriculum.html</a>  ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー)  <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>  ○2013大学院要覧 p.161-164</p>	<p>国際地域学専攻の教育課程表及びカリキュラム・ポリシーは、東洋大学ホームページ及び大学院要覧に掲載している。</p>	<p>A</p>		
<p>4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか</p>		<p>35 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。</p>	<p>○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー)  <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a></p>	<p>ディプロマおよびカリキュラム・ポリシーについては平成25年度から本格的に運用しているため今後検証する必要がある。</p>	<p>C</p>	<p>教育目的、DPおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、毎年年度末に再検証する</p>	<p>平成25年3月</p>

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	36 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	○2013大学院要覧 p.161-164	国際地域学専攻(博士前期)においては、主要な科目である34科目については開講している。ただし、国際都市環境特論、科学技術政策特論、国際協力特論、国際経済特論については本年度は担当教員がおらず休講している。	B		
	順次性のある授業科目の体系的配置	37 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	○2013大学院要覧 p.161-164	国際地域学専攻では、順次性のある科目はないことから、本事項については評価の対象外である。	A		
	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	38	○国際地域学研究科国際地域学専攻の教育課程表 http://www.toyo.ac.jp/site/grds/mrds-curriculum.html ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html ○2013大学院要覧 p.161-164	国際地域学専攻における教育課程は、「カリキュラム編成」に従い、おおむね学生に期待する学習成果の修得につながるものとなっている。	B		
	コースワークとリサーチワークのバランス(院)	39 講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。	○2013大学院要覧 p.161-164 ○2013年度東洋大学国際地域学研究科授業時間割表	国際地域学専攻においては、授業科目は教育課程の中に各授業科目に係る「特論又は演習」として適正に位置づけられて、キャンパス内の指定教室において学生が履修できるようになっている。また、研究指導は「研究指導」という授業科目として位置づけられて、キャンパス内の教室又は研究室において、指導教授の「研究指導」を全セメスタを通して履修することが義務付けられている。指導教授が個別に行う研究指導の場所・曜日時間については、各教員が学生と相談しながら個別に設定して実施しているが、このほかにも国際地域学専攻全体としては、各セメスタごとに2回(中間と期末)にわたり、教員及び学生の全員が一堂に会しての論文発表会を実施して研究指導の徹底を図っている。	A		
専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	40 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	○2013大学院要覧 p.161-164	国際地域学専攻においては、専門分野の高度化に対応するため、教員の認識向上と適切な授業科目の設定と内容の改善に努めている。時宜を得た授業科目を用意している。	A			



「教育方法」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善策	改善時期
1) 教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	41 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実験)を適切に設定しているか。	○2013大学院要覧 p.161-164	国際地域学専攻の「国際的に通用する高度な専門実務を担当できる人材の養成」、「研究者の輩出」、「留学生の受け入れ」、「持続的な社会の発展への寄与」という教育目標を達成するため、内容に応じて、科目を特論、演習、研究指導の3分野のいずれかに設定している。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	42 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	○2013大学院要覧 p.161-164(教育課程表など) ○各授業科目のシラバス	特論、演習及び研究指導を履修する学生の数は、多くても10名程度の少人数であり、各授業においては視聴覚教材の使用、PC教室の使用、具体的な事例の紹介、座学にとどまらないディスカッション形式の授業、現地調査の実施等を併用して学生にとって魅力的で分かりやすい授業内容とすることを通じて、学生の主体的な参加を促す内容としている。	A		
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	43 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	○2013大学院要覧 p.161-164(教育課程表など) ○各授業科目のシラバス ○国際地域学専攻の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	国際地域学専攻における教育方法は、「カリキュラム編成」に基づき、おおむね学生に期待する学習成果の修得につながるものとなっている。	A		
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	44 指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	○論文発表会プログラム	国際地域学専攻においては、学生は、毎年、論文題目届を、研究指導教授の署名・捺印のうえ、研究科委員長宛に提出することが義務づけられており、研究指導はその届出に沿って計画的に実施されている。また、各セメスタごとに2回(中間と期末)にわたり、教員及び学生の全員が一堂に会しての論文発表会を実施して研究指導及び学位論文作成指導の進捗状況を透明化を図っている。	A		
2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	45 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容を、具体的に記載しているか。	○H25シラバス作成依頼時の文書 ○各授業科目のシラバス	国際地域学専攻においては、各教員に対してシラバス作成時に詳細なマニュアルを添付して作成依頼を行っている。また、記載内容の形式的なチェックを事務局が行い、不足等がないようにしている。なお、研究指導のシラバスの講義スケジュールについては、学生の進捗状況を踏まえて行っていくため、概要のみの記載としている。	A		
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	46 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。	○各授業科目のシラバス	国際地域学専攻における授業科目については、おおむね授業内容・方法とシラバスが整合している。なお、研究指導については、学生の進捗状況を踏まえて行っていくために進捗状況に変更が生じる場合もあるが、変更後の対応の仕方については、学生と相談しながらケースバイケースで進めている。	A		
3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	47 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	○シラバス作成依頼時の文書 ○各授業科目のシラバス	国際地域学専攻においては、各教員に対してシラバス作成時に詳細なマニュアルを添付して作成依頼を行っている。また、記載内容の形式的なチェックを事務局が行い、不足等がないようにしている。	A		
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	48 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	○2013大学院要覧 p.161-164	各授業科目の単位数は、大学設置基準に従い、講義科目は半期15週で2単位、演習科目は半期15週で2単位を原則として、適切に設定している。	A		
		49 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	○白山キャンパス学年暦 2013 ○2013年度春、秋学期授業回数早見表	大学基準に従い、14回の通常授業日及び定期試験日の15回の授業時間数を確保している。	A	15回の授業日を確保している。	平成24年春学期
	既修得単位認定の適切性	50 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	○東洋大学大学院学則 第10条の2 ○2013大学院要覧 p.161-164	大学院学則において、「学生が本大学院に入学する前に大学院(本学または他の大学の大学院をいう。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士前期課程または修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる」と定めている。また、学生への周知を図るために、本件を大学院要覧にも明記している。	A		

4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	51	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	○国際地域学研究科 研究科内委員 ○全学的なFD研修会の案内通知	国際地域学研究科内に各専攻から2名ずつのFD担当委員を選任して、教育内容・方法等の改善に関する取り組みを行っている。なお、組織的な研修・研究の機会については、全学的なものを利用して参加を呼びかけているものの、国際地域学専攻単独では、このような機会を恒常的には設けていない。	B		
		52	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。	○国際地域学研究科 研究科内委員 ○国際地域学研究科 FD活動状況報告書	国際地域学研究科内に各専攻から2名ずつのFD担当委員を選任して、教育内容・方法等の改善に関する取り組みを行い、研究科長及び専攻主任と連絡調整を図りながら報告書を取りまとめている。	B		

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	53	各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。		国際地域学専攻においては、汎用的な評価指標の開発・運用は行っていないが、各授業科目においては、レポートの作成や口頭試験によって学生の学習効果の測定を行っている。また、各セメスタごとに2回(中間と期末)にわたり、教員及び学生の全員が一室に会しての論文発表会を実施して、研究論文の作成状況に関する進捗度合いの透明化を図っている。	B		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	54	学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。	○内定先調べの調査票	国際地域学専攻においては、学生の自己評価や教育効果、修了時アンケート等については実施していないが、入学時に新入生を対象にして教務委員がガイダンスを行い、指導への要望及び履修予定科目等について説明している。就職先については、毎年6月頃に指導教授を通じて内定状況調査を行い、就職活動指導の基礎資料としての蓄積を図っている。	B		
2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	55	修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	○2013大学院要覧 p.26, p.35-39, p.161-164	国際地域学専攻においては、大学院要覧に修了要件を明示するとともに、新入生ガイダンス時において周知を図っている。	A		
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(院・専攻)	56	学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	○2013大学院要覧 p.37 ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー)のディプロマ・ポリシー <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	国際地域学専攻においては、博士論文の学位論文審査基準は、「大学院要覧」に記載して学生にあらかじめ周知している。修士論文の学位論文審査基準については、研究科のディプロマ・ポリシーに明示している。	A		
		57	ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	○2013大学院要覧 p.37 ○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー)のディプロマ・ポリシー <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	国際地域学専攻においては、ディプロマ・ポリシーについては今年度の修了者から適用となるためまだ実績を示せないが、ディプロマ・ポリシーと修了要件は整合している。	A		

### (5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※58 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	国際地域学専攻においては、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」として、アドミッション・ポリシーを定めている。	A		
		59 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	アドミッション・ポリシーは、国際地域学専攻の目的及び教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容及び水準等が明示されている。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	60 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等により知りうる状態にしているか。	○国際地域学研究科の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a> ○大学院専攻別のアドミッションポリシー <a href="http://www.toyo.ac.jp/uploaded/attachment/9150.pdf">http://www.toyo.ac.jp/uploaded/attachment/9150.pdf</a>	国際地域学専攻においては、「入学者受け入れ方針」を、大学院要覧及び東洋大学ホームページに記載している。また、直接的にはないが、より分かりやすい形で入学案内にも記載している	S		

2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	61	受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	○大学院・法科大学院入試情報(2013/2014年度) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/gs/ad-index.html">http://www.toyo.ac.jp/site/gs/ad-index.html</a> ○2013大学院要覧 p.222 ○英語版ホームページ <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/english-grds/gdrds.html">http://www.toyo.ac.jp/site/english-grds/gdrds.html</a>	国際地域学専攻においては、入試方式別に、募集人員、選考方法を、大学院入試試験要項にて大学院全体の入試情報ホームページサイトで明示している。また、平成24年度には海外からの留学希望者に適切な情報を提供するために、英語のホームページの改定やパンフレットの作成を実施している。	S		
		62	一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	○大学院・法科大学院入試情報(2013/2014年度) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/gs/ad-index.html">http://www.toyo.ac.jp/site/gs/ad-index.html</a>	国際地域学専攻においては、各入試方式の違いを踏まえて、その趣旨に適した学生募集、試験科目や選考方法の設定をしている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	63	学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	○研究科内委員一覧表 ○大学院入学試験スケジュール <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/gs/schedule.html">http://www.toyo.ac.jp/site/gs/schedule.html</a>	国際地域学専攻においては、学生募集の担当委員を選任するとともに、各入試に際しては専任教員の全員が面接を担当し、相互に連携を図りながら所定の評価基準に基づき適切な選抜を実施している。	A		
		※64	一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	平成25年度学生定員及び在籍学生数(大学基礎データ表4)	国際地域学専攻における各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。	A		
		65	アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	○国際地域学専攻の教育方針(ポリシー) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a> ○大学院・法科大学院入試情報(2013/2014年度) <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/gs/ad-index.html">http://www.toyo.ac.jp/site/gs/ad-index.html</a>	国際地域学専攻においては、入試方式、募集人員及び選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		
		※66	研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。	○平成25年度学生定員及び在籍学生数(大学基礎データ表4)	国際地域学専攻においては、収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期課程で0.8、博士後期課程で0.47となっており、範囲内におさまっている。	A		
		※67	部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科					

	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	68	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	○平成25年度学生定員及び在籍学生数(大学基礎データ表4)	国際地域学専攻においては、定員超過又は未充足はない。	A		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		69	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。		国際地域学専攻においては、アドミッション・ポリシーの適切性について恒常的な検証は実施していない。	C	毎年年度末に検証するための基準を策定する。	平成25年度秋学期
		70	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。		国際地域学専攻においては、学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っていない。	C	専攻会議等で具体策を検討し、毎年年度末に検証するためのシステムを構築する。その適切性と公平性の検証を行う	平成25年度秋学期

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	95	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	○平成26年度予算アンケート、外部講師招聘予定欄	現在特段の取組をしていない。	C	下段のキャリア教育の箇所でも触れているが、外部講師の招聘の機会を現行以上に増やし、哲学教育に関する講師もお呼びする予定である。	平成26年度
	国際化	96	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	○2013年度大学院国際地域学研究科国際地域学専攻時間割表	国際地域学専攻では、英語の講義のみの受講で修了できるカリキュラムが用意されている。JDS等の留学生を受け入れるにあたってこのようなカリキュラムはよりグローバルに優秀な学生を確保できる手段のひとつになっている。	A		
	キャリア教育	97	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	○大学院専攻教員、院生全員メーリングリストによる回覧文書	外部講師の招聘によるキャリア支援講義の実施 博士の学位を取得した本研究科の卒業生を招いて現在の業務や研究内容について講演をしてもらい、大学院生との交流を図った。	A		
2) 研究科・専攻独自の評価項目①	(独自に設定してください)	98	(独自に設定してください)					
3) 研究科・専攻独自の評価項目②	(独自に設定してください)	99	(独自に設定してください)					
4) 研究科・専攻独自の評価項目③	(独自に設定してください)	100	(独自に設定してください)					
		101						
		102						
		103						

平成25(2013)年度

東洋大学 自己点検・評価

部門名 : 国際地域学研究科 国際観光学専攻

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないかのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

(1) 理念・目的

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	○東洋大学大学院研究科委員会規程第3条第3項の規定において定める別表 ○東洋大学ホームページ <a href="http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml">http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml</a>	国際観光学専攻に関しては、次のとおり定めている。 ○博士後期課程 国際観光学を専門とする大学教員・研究者を輩出するとともに、学位(博士・国際観光学)を有し、国内外の産業界において独創的な役割を果たす人材の育成を図る。 ○博士前期課程 国際観光の発展のために、高度な専門業務に必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を持ち、かつ国際的な感覚を身に付けた専門家や研究者を養成することを目的とし、国内外の観光関係の実務担当可能な人材を育てることを目指して内外の学生を幅広く受け入れるとともに、観光関係の業務に携わってきた社会人のリフレッシュ教育を推進する。	A		
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。	同上	国際観光学専攻の目的は、学校教育法及び大学院設置基準の関係規定(「関係法令等の欄参照」)と整合しており、大学院の専攻課程として適切であるといえる。	A		
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。	東洋大学大学院学則 第1条 ※「建学の理念(東洋大学ホームページ)」 <a href="http://www.toyo.ac.jp/founder/enryo_00.jhtml">http://www.toyo.ac.jp/founder/enryo_00.jhtml</a> ○建学の精神 「諸学の基礎は哲学にあり」「独立自活」「知徳兼全」 ○東洋大学の教育理念 【自分の哲学を持つ】 多様な価値観を学習し理解するとともに、自己の哲学(人生観・世界観)を持つ人間を育成する。 【本質に迫って深く考える】 先入観や偏見にとらわれず、物事の本質に迫る仕方、論理的・体系的に深く考える人間を育成する。 【主体的に社会の課題に取り組む】 社会の課題に自主的・主体的に取り組む、よき人間関係を築いていける人間を育成する。 ○東洋大学の心 【他者のために自己を磨く】 自分を磨くのは、人々のためにはたらくことができるようになるためであり、そのことを自覚して学業に励むのが東洋大学の心である。 【活動の中で奮闘する】 現実社会における活動の中どこまでも前進してやまないのが、東洋大学の心である。	国際観光学専攻の目的は、東洋大学大学院学則第1条の規定「本学建学の精神に則り、東西学術の理論及び応用を研究・教授しその深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」を踏まえて、目指すべき方向性及び達成すべき成果を明らかにしている。	A		
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。	○学生数(修了・在学) ○教員及び授業科目 ○予算	多種多様な専門分野をカバーするために、10人の専任教員が教育・研究指導に当たっていると、これまでにH20年7人、H21年12人、H22年8人の修了生(修士課程)。うちH20年4人、H21年3人、H22年2人は留学生を輩出してきており、大学院の専攻課程として適切であるといえる。	B		
	個性化への対応	5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。	○東洋大学大学院研究科委員会規程第3条第3項の規定において定める別表 ○東洋大学ホームページ <a href="http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml">http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml</a>	国際観光学専攻の目的は、「国際的な感覚の養成」、「高度な専門実務を担当できる人材の養成」、「研究者の輩出」、「留学生の受け入れ」、「観光業務に携わってきた社会人の受け入れ」という点で、国際観光学専攻の個性・特色を打ち出して設定されている。	A		



2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6	教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml ○大学院要覧2013 p.204	研究科、各専攻の目的を、「東洋大学ホームページ」及び「大学院要覧」に記載して、学生及び教職員に配付している。	A		
		7	研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。		国際観光学専攻の目的の周知方法の有効性については、定期的な検証を行っていない。	C	専攻目的の周知手法に関する検討をまず行う。そして、これを踏まえて、その有効性を毎年度末に検証する。	平成26年3月
3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか	社会への公表方法	8	受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	○東洋大学大学院 2013年度入学案内 ○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose.jhtml ○大学院要覧2013 p.204	東洋大学大学院の入学案内では、国際観光学専攻の「人材の養成に関する目的」を直接的にはないが、より分かりやすい形で記載している。また、目的そのものについては、ホームページ及び大学院要覧に記載している。	A		
		9	研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。		国際観光学専攻の目的の適切性については、定期的な検証を行っていない。	C	専攻目的の適切性について、毎年度末に検証を行う。	平成26年3月

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

### (3) 教員・教員組織

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	○東洋大学大学院教員資格審査規程 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規	東洋大学大学院教員資格審査規程のほか、研究科委員長会議において「国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準」を定めるとともに、研究科内において「国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規」を定め、研究科委員会を通して研究科の全専任教員に周知している。	A		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	○東洋大学大学院学則 第20条～第25条 ○東洋大学大学院研究科委員会規程 第1条～第7条 ○国際地域学研究科 研究科内委員	国際地域学研究科委員会を毎月開催して教育研究に関する諸問題に関して連携・調整を図るとともに、あわせて国際地域学専攻及び国際観光学専攻の各専攻ごとにも会議を開催して連携・調整の徹底が図られるようになっている。また、研究科内には、19の委員会を設けて、教育研究に関する諸問題の検討を行っている。	A		
	教員構成の明確化	16 教員組織の編制方針を明確に定めているか。		国際地域学研究科の教員組織の「編成方針」それ自体については明文では定めていないが、本研究科の設置目的及び時代によって変化する教育研究上の要請を考慮しながら、教員の採用・昇格に関する審査を行っている。	C	学生の研究テーマや関心領域を勘案し、それに合致する教員組織を確立すべく努力する。また、現在は、学外の非常勤講師を採用していないが、この組織作りのために必要であると判断した場合には、この採用を制度化する。	平成25年度中
2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※17 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	○大学基礎データ 表 2	研究指導教員は必要数5名に対して教員数6名、研究指導補助教員は必要数4名に対して教員数3名と、大学院設置基準を充足している。	A		
		※18 研究指導教員の2/3は教授となっているか。【研究科、専攻】	○大学基礎データ 表 2	研究指導教員は 全員教授となっている。	A		
		19 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。		教員組織の編成方針を定めていないため、現時点では、点検・評価ができない。	C	教員組織の編成方針が確定した後、それに従った教員編成を構築する	平成25年度中
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	20 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	○東洋大学大学院教員資格審査規程 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準 ○国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規	専任・非常勤を問わず、新規の科目を担当する際には、研究科教員資格審査委員会に「科目審査」として諮り審議している。	A		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)	21 研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	同上	「東洋大学大学院教員資格審査委員会規程」のほか、「国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準」及び「国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規」を定めて、研究科委員会を通して研究科の全専任教員に周知している。	A		

3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	22	教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	同上	「東洋大学大学院教員資格審査委員会規程」のほか、「国際地域学研究科大学院教員資格審査にともなう研究業績の審査基準」及び「国際地域学研究科大学院教員資格審査規程・内規」を定めて、研究科委員会を通して研究科の全専任教員に周知している。	A		
	規程等に従った適切な教員人事	23	教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。		教員の採用・昇格は、諸規程に基づいて公正かつ厳格に行われている	A		
4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	24	研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。		研究科としては実施していない。	C	ファカルティ・ディベロップメントを目的にした取り組みを開始する。	平成25年度中
	教員の教育研究活動等の評価の実施	25	教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。		研究科としては実施していない。	C	教員評価のあり方に関する検討を開始する。	同上

#### (4)教育内容・方法・成果

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S:方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A:おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	26 教育目標を明示しているか。	東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html 大学院要覧2013 p.204 東洋大学大学院 2013年度入学案内 p.31-32	国際観光学専攻においては、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、大学院要覧及び東洋大学ホームページに記載している。また、直接的にはないが、より分かりやすい形で入学案内にも記載している	A		
	教育目標と学位授与方針との整合性	※27 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際観光学専攻において、ディプロマ・ポリシーを設定した(H24.11.15専攻会議)	A		
		28 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際観光学専攻において、ディプロマ・ポリシーを設定した(H24.11.15専攻会議)	A		
	修得すべき学習成果の明示	29 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際観光学専攻において、ディプロマ・ポリシーを設定した(H24.11.15専攻会議)	A		
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※30 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際観光学専攻においては、アドミッション・ポリシーを定めるとともに、その中において「カリキュラム編成」の方針を定めている。	A		
		31 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html ○東洋大学大学院研究科委員会規程第3条第3項の規定において定める別表 ○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/grds/purpose_j.html	国際観光学専攻の「カリキュラム編成」は、教育目標とは整合している。しかし、ディプロマ・ポリシーを設定した(H24.11.15専攻会議)直後のため、現時点では点検・評価ができない。	B		平成25年度中
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	32 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html ○大学院要覧 p.165-168	国際観光学専攻では、学際的かつ実践的な授業を重んじる「カリキュラム編成」の考え方に基づいて、観光学の多種多様な分野にわたる10科目の特論授業及びこれらそれぞれに対応した演習授業を用意し、これら20科目の中から、学生の興味対象に応じて15科目以上を履修することを選択必修としている。また、指導教授による「研究指導」という授業科目を全セメスタ(前期課程は4セメスタ分、後期課程は6セメスタ分)を通して履修することが必修科目になっている。なお、観光学という学問分野の学際性を考慮して、指導教授が研究指導上認めた場合、他研究科・他専攻の授業科目及び他大学(協定校)の授業科目を10単位(5科目相当)まで履修できることとしている。	A		
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法及び有効性	33 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしており、かつ、その周知方法が有効であるか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html http://www.toyo.ac.jp/grds/mits/curriculum_j.html ○大学院要覧 p.165-168	国際観光学専攻の「カリキュラム編成」は、東洋大学ホームページ及び大学院要覧に掲載している。しかし、ディプロマ・ポリシーを設定した(H24.11.15専攻会議)直後のため、現時点では点検・評価ができない。	B		平成25年度中
	社会への公表方法	34 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html http://www.toyo.ac.jp/grds/mits/curriculum_j.html ○大学院要覧 p.165-168	国際観光学専攻の「カリキュラム編成」は、東洋大学ホームページ及び大学院要覧に掲載している。しかし、ディプロマ・ポリシーを設定した(H24.11.15専攻会議)直後のため、現時点では点検・評価ができない。	B		平成25年度中

4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか		35	教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。		国際観光学専攻の教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性については、定期的な検証を行っている。	C	教育目的、各種ポリシーの適切性については、隔年毎に検証する。	平成25年度中
---	--	----	---	--	--	---	--------------------------------	---------

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
S:方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
A:おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
B:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
C:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達していない場合を「A」を、基準に達していない場合を「C」を付すこととする。

「教育課程・教育内容」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	36	教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	大学院要覧2013 p.165-168	国際観光学専攻においては、主要な科目である20科目については、すべて開講している。しかし、ホスピタリティ・マネジメントに係る特論及び演習、サービス産業に係る特論及び演習の4科目については、担当者の退職等により、2011年度は休講となっている。	B		
	順次性のある授業科目の体系的配置	37	教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。	大学院要覧2013 p.165-168	国際観光学専攻では、順次性のある科目はないことから、本事項については評価の対象外である。	A		
	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	38	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。	○大学院要覧2013 p.165-168(教育課程表など) ○東洋大学ホームページ <a href="http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html">http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html</a>	国際観光学専攻における教育課程は、「カリキュラム編成」に従い、おおむね学生に期待する学習成果の修得につながるものとなっている。	B		
	コースワークとリサーチワークのバランス(院)	39	講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。	○大学院要覧2013 p.165-168(教育課程表など)	国際観光学専攻においては、授業科目は教育課程の中に各授業科目に係る「特論又は演習」として適正に位置づけられて、キャンパス内の教室において学生が自由に履修できるようになっている。また、研究指導は「研究指導」という授業科目として位置づけられて、キャンパス内の教室又は研究室において、指導教授の「研究指導」を全セメスタを通して履修することが義務付けられている。指導教授が個別に行う研究指導の場所・曜日時間については、各教員が学生と相談しながら個別に設定して実施しているが、このほかにも国際観光学専攻全体としては、各セメスタごとに2回(中間と期末)にわたり、教員及び学生の全員が一室に会しての論文発表会を実施して研究指導の徹底を図っている。	A		
専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	40	専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	○大学院要覧2013 p.165-168(教育課程表など)	国際観光学専攻においては、専門分野の高度化に対応するため、時宜を得た授業科目を用意している。	A			

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
 S:方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
 A:おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
 B:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
 C:方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
 ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「教育方法」

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	41	教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義、演習、実験、実習、実技)を適切に設定しているか。	○大学院要覧2013 p.165-168(教育課程表など)	国際観光学専攻の「国際的な感覚の養成」、「高度な専門実務を担うことができる人材の養成」、「研究者の輩出」、「留学生の受け入れ」、「観光業務に携わってきた社会人の受け入れ」という教育目標を達成するため、内容に応じて、科目を特論、演習、研究指導の3分野のいずれかに設定している。	A	
	学生の主体的参加を促す授業方法	42	学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。	○大学院要覧2013 p.165-168(教育課程表など) ○各授業科目のシラバス	特論、演習及び研究指導を履修する学生の数は、多くても10名程度の少人数であり、各授業においては視聴覚教材の使用、PC教室の使用、具体的な事例の紹介、座学にとまらないディスカッション形式の授業、現地調査の実施等を併用して学生にとって魅力的で分かりやすい授業内容とすることを通じて、学生の主体的な参加を促す内容としている。	A	
		43	カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育方法となっているか。	○大学院要覧2013 p.165-168(教育課程表など) ○各授業科目のシラバス	国際観光学専攻における教育方法は、「カリキュラム編成」に基づき、おおむね学生に期待する学習成果の修得につながっている。	A	
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	44	指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。		国際観光学専攻においては、学生は、毎年、論文題目届を、研究指導教授の署名・捺印のうえ、研究科委員長宛に提出することが義務づけられており、研究指導はその届出に沿って計画的に実施されている。また、各セメスタごとに2回(中間と期末)にわたり、教員及び学生の全員が一室に集っての論文発表会を実施して研究指導及び学位論文作成指導の進捗状況の透明化を図っている。	A	
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	45	シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	○シラバス作成依頼時の文書 ○各授業科目のシラバス	国際観光学専攻においては、各教員に対してシラバス作成時に詳細なマニュアルを添付して作成依頼を行っている。また、記載内容の形式的なチェックを事務局が行い、不足等がないようにしている。なお、研究指導のシラバスの講義スケジュールについては、学生の進捗状況を踏まえて行っていくため、概要のみの記載としている。	A	
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	46	授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。		国際観光学専攻における授業科目については、おおむね授業内容・方法とシラバスが整合している。なお、研究指導については、学生の進捗状況を踏まえて行っていくために進捗状況に変更が生じる場合もあるが、変更後の対応の仕方については、学生と相談しながらケースバイケースで進めている。	A	
3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	47	シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	○シラバス作成依頼時の文書 ○各授業科目のシラバス	国際観光学専攻においては、各教員に対してシラバス作成時に詳細なマニュアルを添付して作成依頼を行っている。また、記載内容の形式的なチェックを事務局が行い、不足等がないようにしている。	A	
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	48	各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	○大学院要覧2013 p.165-168(教育課程表など)	各授業科目の単位数は、大学設置基準に従い、講義科目は半期15週で2単位、演習科目は半期15週で2単位を原則として、適切に設定している。	A	
		49	各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。	白山キャンパス学年暦 2013	平成24年度は15回の授業日を確保している。	A	



	既修得単位認定の適切性	50	他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	○東洋大学大学院学則 第10条の2 ○大学院要覧2013 p.165	大学院学則において、「学生が本大学院に入学する前に大学院(本学または他の大学の大学院をいう。 )において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、博士前期課程または修士課程の修了に必要な単位数に算入することができる」と定めている。また、学生への周知を図るために、本件を大学院要覧にも明記している。	A		
4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	51	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	○国際地域学研究科 研究科内委員 ○全学的なFD研修会の案内通知	国際地域学研究科内に各専攻から1名ずつのFD担当委員を選任して、教育内容・方法等の改善に関する取り組みを行っている。なお、組織的な研修・研究の機会については、全学的なものを利用して参加を呼びかけているものの、国際観光学専攻単独では、このような機会を恒常的には設けていない。	B		
		52	教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。	○国際地域学研究科 研究科内委員 ○国際地域学研究科 FD活動状況報告書	国際地域学研究科内に各専攻から1名ずつのFD担当委員を選任して、教育内容・方法等の改善に関する取り組みを行い、研究科長及び専攻主任と連絡調整を図りながら報告書を取りまとめている。	B		

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、以下のとおりとする。  
S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。  
A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。  
B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。  
C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。  
ただし、項目番号に※マークがある項目については、明確な基準に則り、達成している／達成していないのみが問われているため、基準に達している場合は評定「A」を、基準に達していない場合は評定「C」を付すこととする。

「成果」

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	53	各科目における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。		国際観光学専攻においては、汎用的な評価指標の開発・運用は行っていないが、各授業科目においては、レポートの作成や口頭試問によって学生の学習効果の測定を行っている。また、各セメスターに2回(中間と期末)にわたり、教員及び学生の全員が一室に会しての論文発表会を実施して、研究論文の作成状況に関する進捗度合いの透明化を図っている。	B		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	54	学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。	○入学式のスケジュール表 ○内定先調べの調査票	国際観光学専攻においては、学生の自己評価や教育効果、修了時アンケート等については実施していないが、入学時に新生入生を対象にして教務委員がガイダンス及び個人面談を行い、指導への要望及び履修予定科目等について、幅広く意見を聞いている。この個人面談の結果は専攻会議で全教員が共有し、院生の教育・研究の向上に役立っている。また、就職先については、毎年、6月頃に指導教授を通じて内定状況調査を行い、就職活動指導の基礎資料としての蓄積を図っている。	B		
2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	55	修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態になっているか。	○大学院要覧2013 p.30-32、p.165-168	国際観光学専攻においては、大学院要覧に修了要件を明示するとともに、新生ガイダンス時において周知を図っている。	A		
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(院・専攻)	56	学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	○大学院要覧2013 p.33-39	国際観光学専攻においては、博士論文の学位論文審査基準は、「大学院要覧」に記載して学生にあらかじめ周知している。しかし、修士論文の学位論文審査基準については、形式等に関する基準は明示されているものの、審査基準については明示されていない。	C	修士論文の審査基準を確定し、新年度開始時まで明示する。	平成26年3月
		57	ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。		国際観光学専攻においては、ディプロマ・ポリシーを設定した(H24.11.15専攻会議)直後のため、現時点では点検・評価ができない。	B		

## (5) 学生の受け入れ

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※58 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	国際観光学専攻においては、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」として、アドミッション・ポリシーを定めている。	A		
		59 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	○東洋大学大学院研究科委員会規程第3条第3項の規定において定める別表 ○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html	アドミッション・ポリシーは、国際観光学専攻の目的及び教育内容を踏まえた内容となっており、修得しておくべき知識の内容及び水準等が明示されている。	A		
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	60 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html ○大学院入学試験要項 p.8 ○東洋大学大学院 2013年度入学案内 p.31-32	国際観光学専攻においては、「人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、大学院要覧及び東洋大学ホームページに記載している。また、直接的にはないが、より分かりやすい形で入学案内にも記載している	A		
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	61 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	○大学院入学試験要項	国際観光学専攻においては、入試方式別に、募集人員、選考方法を、大学院入試試験要項にて明示している。	A		
		62 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	○大学院入学試験要項	国際観光学専攻においては、各入試方式の違いを踏まえて、その趣旨に適した学生募集、試験科目や選考方法の設定をしている。	A		
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	63 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。	○研究科内委員 ○大学院入試実施スケジュール(各回)	国際観光学専攻においては、学生募集の担当委員を選任するとともに、各入試に際しては専任教員の全員が面接を担当するなどして、相互に連携を図りながら入学者の選抜を行っている。	A		
		※64 一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	○大学基礎データ 表3	国際観光学専攻における各入試方式において、募集定員の2倍以上の学生は入学していない。	A		
		65 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	○東洋大学ホームページ http://www.toyo.ac.jp/site/grds/grds-policy.html ○大学院入学試験要項	国際観光学専攻においては、入試方式、募集人員及び選考方法は、アドミッション・ポリシーに従って設定している。	A		
		※66 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。	○大学基礎データ 表4	国際地域学研究科においては、収容定員に対する在籍学生数比率が、修士1.05%、博士前期課程0.18%、博士後期課程で1.0%となっており、範囲内におさまっている。	A		
※67 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科							



	定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	68	定員超過または未充足について、原因調査と改善方策の立案を行っているか。	○大学基礎データ 表4	国際観光学専攻においては、定員超過又は未充足はない。	A		
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか		69	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。		国際観光学専攻においては、アドミッション・ポリシーの適切性について恒常的な検証は実施していない。	C	アドミッション・ポリシーの適切性を毎年度末に検証する。	平成25年度中
		70	学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。		国際観光学専攻においては、学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っていない。	C	学生募集および入学者選抜の適切性を専攻会議等で適宜検討し、毎年度末にその適切性と公平性の検証を行う。	同上

(11)その他

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	95	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。		国際観光学専攻においては、教育・研究活動の中で哲学教育の推進について現在検討中である。	C	実施方法について早急に検討を行う。	平成25年度中
	国際化	96	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。		国際観光学専攻においては、教育・研究活動の中で国際化の推進について現在検討中である。	C	実施方法について早急に検討を行う。	平成25年度中
	キャリア教育	97	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。		国際観光学専攻においては、教育・研究活動の中でキャリア教育の推進について現在検討中である。	C	実施方法について早急に検討を行う。	平成25年度中
2) 研究科・専攻独自の評価項目①	(独自に設定してください)	98	(独自に設定してください)					
3) 研究科・専攻独自の評価項目②	(独自に設定してください)	99	(独自に設定してください)					
4) 研究科・専攻独自の評価項目③	(独自に設定してください)	100	(独自に設定してください)					
		101						
		102						
		103						